

1 はじめに

全ての職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、本校の児童が、「いじめのない明るく楽しい豊かな学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

☆「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- (1) いじめを許さない、見過ごさせない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築くことに努める。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 いじめとは

☆「いじめ」の定義 ※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第二条を参照して

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、（本校に在籍している等の）一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 校内体制について

(1) 「いじめ防止推進教師」(ハートフルリーダー) の設置

教頭が務め、対外的な研修等による情報収集及び職員間の情報の共有を図ると共に、必要に応じて「いじめ対策委員会」を召集する。

(2) 「いじめ」の未然防止、早期発見のための情報収集の手立て

年5回（5月、7月、9月、11月、2月）、「安全・安心アンケート」を実施する。実施の流れは、以下のようにする。

- ・アンケート実施→重要事案と担任が判断した事案は教頭に報告→「いじめ対策委員会」へ
→その他の事案は必要に応じて担任が事実確認→生徒指導主任に提出→生徒指導主任は「いじめ防止委員会」を召集する

※アンケート用紙は、全員分を管理職が確認後、生徒指導部で保管。保存年限は3年間。

(3) 「いじめ」根絶を目的とした組織の設置

- ①いじめ防止委員会（別表1）※校長・教頭・教務主任・◎生徒指導主任・養教

「安全・安心アンケート」を実施した月に召集。情報交換をもとにいじめの未然防止に努める。

- ②いじめ対策委員会（別表1）※校長・◎教頭・教務主任・生徒指導主任・養教・関係職員

いじめが発覚した際に召集。早期発見、早期解決に努める。

- ・教頭（校長）に相談→ケース会議→いじめに関わる案件と判断→「いじめ対策委員会」
- ・「いじめ防止委員会」→いじめと判断→「いじめ対策委員会」

(4) 定期的な情報共有の場の設定

月1回、職員会議の最後に全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報共有の場を設ける。

(5) 児童支援委員会における情報の共有（年3回実施）

- ① 4月：「教育支援計画」及び「個別の支援計画」を前年度に作成していた児童について
- ② 5月：その他の配慮児童について
- ③ 12月：4月に情報交換した児童のその後の様子等

4 いじめの未然防止, 5 いじめの早期発見, 6 解決に向けた対応について（別表2）

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認められる場合。
- ② いじめにより在籍する児童が, 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ③ 児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合。

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した旨を, 八戸市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 八戸市教育委員会と協議の上, 当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として, 事実関係を明確にするために調査を実施する。
- ④ 調査結果を, 調査委員会に速やかに提出する。その際, 被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する
- ⑤ 調査結果については, いじめを受けた児童・保護者に対し, 事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際, 個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(3) 留意事項

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは, 八戸警察署と連絡して対処する。また, 児童の生命, 身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは, 直ちに八戸警察署に通報し, 適切な援助を求める。

8 評価

- ・ 学校評価においては, 年度毎の取組について, 児童, 保護者からのアンケート調査, 教職員の評価を行い, その結果を公表し, 次年度の取組の改善に生かす。

9 その他

(1) 保護者, 地域, 関係機関との連携の推進

- ① 児童が発する変化のサインに気付いたら, 学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 「いじめ問題」の解決には, 学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝えて, 理解と協力をお願いする。
- ③ 地域学校連携協議会及び上長地区民生委員児童委員協議会において情報を共有する。

(2) ネットいじめに対する対応策の企画立案

児童及び保護者が, 発信された情報, 発信者の匿名性, その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて, インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対応できるように, 必要な啓発活動として, 情報モラル研修会等を行う。

(3) 学校間連携の推進

学区内の小中と連携を図り, 「いじめ根絶宣言」を取り入れるなど, 中学校区全体で「いじめ根絶」に努める。